

議第41号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

- 1 財産の表示 消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得金額 31,536,000円
- 3 取得の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ 関西支店
支店長 合田 努
- 4 契約の方法 指名競争入札

理由 財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求め
るもの

議第42号

訴え提起前の和解について

次のとおり訴え提起前の和解をする。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

1 相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

2 和解条項の要旨

- (1) 相手方は、檀原市に対し、市営住宅の未納家賃として金1,102,000円及びこれに対する納期限の翌日から年5分の割合による金員について、支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、檀原市に対し、第1号の未納家賃を平成29年6月から平成34年3月まで、毎月末日限り金19,000円ずつ支払う。
- (3) 相手方が、第2号の支払を2回怠りその金額が金38,000円に達したとき、当然に期限の利益を喪失し、第1号の未納家賃及びこれに対する金員から既払い金を控除した残額について、一括して直ちに支払う。
- (4) 檀原市は、相手方が第2号の未納家賃を約定のとおり支払ったときは、本件に関し、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 檀原市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 和解費用は、各自の負担とする。

3 本件に関する取扱い

和解手続において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は申立てを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納し、履行延期の承認をした者に対し、債務の履行を確実なも

のとするため、訴え提起前の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第43号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成29年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告は、原告橿原市に対し、金5,795,500円及びこれに対する納期限の翌日から納付済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告橿原市に対し、平成29年3月1日から明渡し済みまで1か月当たり金94,800円の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第44号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成29年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告は、原告橿原市に対し、金3,668,580円及びこれに対する納期限の翌日から納付済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告橿原市に対し、平成28年12月27日から明渡し済みまで1か月当たり金132,200円の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第45号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成29年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告は、原告橿原市に対し、金1,907,300円及びこれに対する納期限の翌日から納付済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告橿原市に対し、平成29年3月1日から明渡し済みまで1か月当たり金101,400円の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第46号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成29年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告は、原告橿原市に対し、金1,790,900円及びこれに対する納期限の翌日から納付済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告橿原市に対し、平成29年3月1日から明渡し済みまで1か月当たり金70,400円の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第47号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

平成29年6月12日提出

橿原市長 森下 豊

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告橿原市に対し、市営住宅を明渡せ。
- (2) 被告は、原告橿原市に対し、金980,000円及びこれに対する納期限の翌日から納付済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告は、原告橿原市に対し、平成29年3月1日から明渡し済みまで1か月当たり金109,000円の金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 市営住宅の家賃を滞納している者に対し、市営住宅の明渡し及び市営住宅家賃等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第48号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

市営住宅家賃に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

1,995,500円

3 債務者

[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した市営住宅家賃に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第49号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

1 放棄する権利

市営住宅家賃に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

1, 543, 700円

3 債務者

[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した市営住宅家賃に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第50号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

平成29年6月12日提出

檀原市長 森下 豊

認定する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1670	小綱町13号線	小綱町82番先から	小綱町77番先まで	—
1671	中曽司町88号線	中曽司町307番先 から	中曽司町307番先 まで	—
1672	曲川町50号線	曲川町5丁目291 番先から	曲川町5丁目291 番先まで	—
3729	古川町12号線	古川町333番先か ら	古川町333番先ま で	—

理由 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め
るもの

(議第50号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅員 (m)
1670	小綱町13号線	130.37	6.00
1671	中曽司町88号線	38.38	4.50
1672	曲川町50号線	89.79	6.00
3729	古川町12号線	34.76	6.00